**住吉公園便益施設等整備運営事業の候補者の選定結果**

大阪府では、「大阪府都市公園施設設置者選定委員会」の選定結果を受けて、下記の通り、事業予定者を決定しました。

１．申請団体数

１団体

２．事業予定者

RETOWN・E-DESIGN 共同事業体

（構成団体）

・株式会社 RETOWN（代表）

・株式会社 E-DESIGN

【参考】大阪府都市公園施設設置者選定委員会における審査結果の概要

（１）選定理由

住吉公園の特性を踏まえ、公園の魅力向上と公園利用者の利便性向上につながる提案であり、以下の点が評価できるものであった。

・飲食施設の建物や周辺を含めたデザインは、既存樹木の保存をはじめ歴史ある住吉公園の景観の価値を高めるものとなっている。

・自由利用できるデッキや飲食施設内に一般利用可能なコミュニティスペースを設置するなど、日常利用者の利便性向上やコミュニティ活動の促進が期待できる。

・地域で活動する団体や周辺施設との連携を図り、新たな賑わい性の向上を目指している点が評価できる。

・収支計画は適切であり、安定した事業実現が見込まれる。

（２）付帯意見

・地域で活動する団体や公園全体を管理する指定管理者との連携について、提案内容を確実に実現するため、適切な人員配置や組織としてバックアップを行うなど、着実に取り組むこと。

・施設の整備、運営にあたっては、大阪府と協議の上、提案内容の具体化に取り組むこと。

（３）点数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大項目 | 中項目 | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 委員Ｅ | 得点 |
| 事業の  実施方針 | 事業運営の  基本的な考え方 | ５ | ４ | ４ | ４ | ４ | ４ | 4.0 |
| 公園全体及び地域との連携の方針 |
| 事業の  実施体制 | 事業の実施基盤 | 20 | 16 | 15 | 13 | 13 | 15 | 14.4 |
| 事業の実施体制 |
| リスクと対応方針 |
| 資金調達計画及び  収支計画 |
| 施設の  整備計画 | 公募対象公園施設、  特定公園施設の  整備計画 | 30 | 26 | 27 | 24 | 24 | 24 | 25.0 |
| 施設の  管理運営計画 | 公募対象公園施設、  特定公園施設の  管理運営計画 | 25 | 22 | 22 | 20 | 20 | 16 | 20.0 |
| 公園事業への  貢献 | 設置許可使用料 | 20 | 20 | | | | | |
| 合計 |  | 100 | 88 | 88 | 81 | 81 | 79 | 83.4 |

・「公園事業への貢献」の配点を除く80点中、40点に満たない場合は失格とする。

・「公園事業への貢献」は設置許可使用料の提案額により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

（４）大阪府公園施設設置者選定委員会概要

　①委員（五十音順、敬称略、◎委員長）

　　　奥田　善朗（公認会計士）

◎下村　泰彦（大阪府立大学大学院　教授）

武田　重昭（大阪府立大学大学院　准教授）

中島　清治（弁護士）

森山　正　（大阪観光大学　特命教授）

②審査の経緯

|  |  |
| --- | --- |
| 令和３年３月23日（火） | ：現地視察 |
| 令和３年３月29日（月） | ：現地視察 |
| 令和３年４月２日（金） | ：公募設置等指針（募集要項）の審議、  審査基準の決定等 |
| 令和３年５月７日（金） | ：公募設置等指針（募集要項）の審議、  審査基準の決定等 |
| 令和３年11月24日（水） | ：ヒアリング項目の確認 |
| 令和３年12月１日（水） | ：申請者プレゼンテーション、ヒアリング |
| 令和３年12月15日（水） | ：申請者から提出された公募設置等計画等  （提案書）の審査 |